

## 重要事項説明書

### 介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス

#### 1. サービスの内容

- (1) 「札幌市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス」（以下、「訪問型サービス」という）は、要支援状態または事業対象者であるご利用者の居宅（自宅）において入浴、排せつ、食事等の介護その他の生活全般にわたる支援をご利用者に行なうことにより、生活の質の確保および向上を図り、ご利用者の生活機能の維持又は向上を目指すサービスです。
- (2) やさしい手札幌北は、ご利用者の心身機能、環境状況等を踏まえて、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、ご利用者のできることはご利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めます。
- (3) 訪問型サービスの利用申込みから、サービス提供までの基本的な流れです。
  - ①重要事項説明書を交付し、説明を行い、同意を頂きます。
  - ②ご利用者の状態把握・課題分析を致します。（介護保険被保険者証・負担割合証等の確認）
  - ③訪問型個別サービス計画原案を作成し、ご利用者又はご家族等に説明し、同意を頂きます。
  - ④契約を締結します。
  - ⑤同意いただいた訪問型個別サービス計画に基づきサービスが計画的に提供されます。
  - ⑥サービス提供責任者は、訪問型個別サービス計画作成後においても、ご利用者及びご家族、介護支援専門員との連絡を継続的に行い、訪問型個別サービス計画の実施状況を把握します。適宜訪問することにより、ご利用者の課題把握・分析を行い、必要と判断した場合は、介護支援専門員と連携をはかり、ご利用者の同意をもって、訪問型個別サービス計画を変更します。
- (4) サービス内容の詳細については、適切なアセスメントによりご利用者の希望を確認したうえで計画書を作成し、実施します。
- (5) やさしい手札幌北は、指定の時間帯において次の【サービス内容区分】の中から選択されたサービスを提供します。国基準相当サービスにおいては「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」の区分が一本化されますが、市基準サービスにおいては対象となるサービスの範囲は「生活援助中心型」のみになります。また1回あたりのサービス提供時間は45分までとします。（ただし緊急の場合はその限りではありません）

## 【サービス内容区分】

<p>&lt;運動・移動について&gt;</p> <p>1. 体操・歩行などの見守り</p> <p>2. 移乗</p> <p>3. 移動</p> <p>4. 外出介助（買い物/その他）</p> <p>5. その他</p> <p>&lt;日常生活(家庭生活)について&gt;</p> <p>6. 買い物</p> <p>7. 調理</p> <p>8. 配膳・下膳</p> <p>9. 掃除</p> <p>10. 洗濯</p> <p>11. 布団干し</p> <p>12. その他</p> <p>&lt;社会参加・対人関係・コミュニケーションについて&gt;</p> <p>13. 外出介助（買い物/その他）</p> <p>14. その他</p>	<p>&lt;健康管理について&gt;</p> <p>15. 入浴・清拭</p> <p>16. 身体整容</p> <p>17. 更衣</p> <p>18. 排泄</p> <p>19. 起床・就寝</p> <p>20. 食事介助</p> <p>21. 水分補給</p> <p>22. 服薬</p> <p>23. 口腔ケア</p> <p>24. 外出介助（通院）</p> <p>25. 薬の受け取り</p> <p>26. その他</p>
--	--

## 2. サービス提供について

- (1) やさしい手札幌北は、適切なアセスメントに基づいて作成された訪問型個別サービス計画書に沿ったサービス提供を行います。
- (2) サービス提供を行う訪問介護員は、やさしい手札幌北が選出を行います。
- (3) サービス提供を行う訪問介護員の指名・指定は承っておりません。
- (4) やさしい手札幌北が、アセスメントに基づいて作成した訪問型個別サービス計画書に沿ったサービスを、安定的かつ継続的に行う為に必要と判断した場合、複数名の訪問介護員によるサービス提供を行います

## 3. サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、記録書に重要事項を記入して、ご利用者の確認を受けることとします。確認を受けた後、その控えをご利用者に交付します。
- (2) やさしい手は、前記の「記録書」をサービス終了後5年間は適正に保管し、ご利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担※1枚10円（税込）によりその写しを交付します。

## 4. サービス提供の責任者等

サービス提供責任者等（管理者・サービス提供責任者等）は、次のとおりです。なお、サービスについてご相談やご不満がある場合には、どんなことでもお寄せ下さい。

氏名： 野村 杏里 連絡先（電話）： 011-738-6311

## 5. 利用者負担金

### (1) 利用料

訪問型サービスを利用する場合の利用者負担金は、原則として基本料金（別紙利用料金表）の1割、2割または3割です。この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。ただし、介護保険の支給限度額の範囲を超えたサービスや、介護保険の給付対象外のサービス利用は、全額自己負担となります。

また、要支援認定区分が自立と判定した方など何らかの理由にて介護保険の給付を受けない方については全額自己負担となります。

### (2) 交通費

通常サービスを提供する地域（※8.(1)参照）にお住まいの方は無料です。それ以外の住所の方は、交通費として1kmあたり10円（税込）を別途いただきます。（距離は事業所所在地から自宅までの道のりとしたします。）

### (3) 支払方法

ご利用者は下記の支払方法からいずれかひとつを選択し、当月1日から末日までの合計額を、翌月末日までに、その選択した方法にてご利用者様負担金等の料金を支払います。なお、原則、現金のお取り扱いは致しません。

※サービス利用料金は【訪問型個別サービス計画書】に準ずるものとします。

※口座名義はいずれも「株式会社 やさしい手札幌北」です。

#### ①口座自動引き落とし

やさしい手札幌北は翌月の27日頃にご利用者の口座から自動引き落としをします。引き落としの手数料はやさしい手札幌北が負担します。

※口座自動引き落としの手続きに関しては日数を要するため、手続き完了までの間は振込をお願いする場合があります。

なお、振込期日を過ぎて入金され、且つ口座自動引き落としの手続きが完了した場合には、口座からも引き落としがされてしまいますので、ご注意ください。その場合には、後日、やさしい手札幌北から返金致します。

#### ②銀行振込

ご利用者は料金の合計額を翌月末日までに下記口座に振込送金して支払います。振込手数料はご利用者が負担します。

北海道銀行 富良野支店 普通預金口座（口座番号 0583425）

### (4) サービスの終了

ご利用者が、決められた日を2か月経過しても利用者負担金の支払をせず、やさしい手札幌北からの催促にもかかわらず、催促日から2週間経過しても、依然として、利用者負担金の支払がなされない場合、やさしい手は契約を解除し、サービス提供を終了します。

## 6. キャンセル

(1) ご利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに次の連絡先（又は前記のサービス提供の責任者）までご連絡ください。

氏名：野村 杏里 連絡先（電話）：011-738-6311

(2) サービス提供予定は、介護支援専門員からの提供票に基づいて作成しております。

ご利用者の都合によるサービス中止の連絡が無く、訪問介護員が訪問した場合は下記の表の通りキャンセル料を申し受ける事になりますので、ご了承下さい。

- (3) ご利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用日前日の午後6:00までに、ご連絡ください。当日のキャンセルにつきましては、下記の表の通りキャンセル料を申し受けることになりますので、ご了承下さい。  
(上記6.(2)については、ご利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です)

時 期	キャンセル料
・サービス利用日の前日午後6:00まで	無 料
・サービス利用日の当日 ・訪問時不在の場合 ・キャンセルのご連絡が無いまま、サービスにお伺いした場合	30分サービス：199円 45分サービス：269円 60分サービス：274円

※ご利用者またはご家族による度重なるサービスのキャンセルがある場合には、やさしい手札幌北は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除する場合があります。ただし、ご利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、除きます。

## 7. その他

- (1) ご利用者が訪問介護員の交代を希望される場合には、できる限り対応しますので前記のサービス提供の責任者までご相談ください。但し、ご利用者都合による度重なる訪問介護員の交代希望につきましては、サービス提供の継続が困難となり、契約終了となる場合がございます事をご了承ください。
- (2) サービス提供を行う訪問介護員は、やさしい手札幌北にて選出を行うものとし、ご利用者にて指名・指定できるものではありません。
- (3) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
- ①訪問介護員は、医療行為や年金等の金銭の取扱いは致しかねますので、ご了承ください（生活援助として行なう買物等に伴う少額の金銭の取扱いは可能です）。
  - ②訪問介護員は、介護保険制度上、ご利用者の介護や家事の準備等を行なうこととされています。家族の方への食事の準備など、それ以外の業務については介護保険外のサービスとなりますので、ご了承ください。
  - ③訪問介護員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
  - ④やさしい手は安定したサービス提供のために、複数名の訪問介護員によりサービスを提供いたします。

## 8. やさしい手札幌北 麻生訪問介護事業所の概要

## (1) 事業所名および所在地

事業所名	やさしい手札幌北 麻生訪問介護事業所
所在地	北海道札幌市北区麻生町3-2-4 第5山重ビル1階
電話番号	011-738-6311
ファックス番号	011-738-6313
介護保険指定番号	0170203285
営業時間	午前9:00～午後6:00
休日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始(12/29～1/3)
サービス提供時間帯	午前6:00～午後22:00(平日・土日・祝祭日)
サービスを提供する地域	札幌市北区・東区・西区とその周辺

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

※事業所の電話受付時間(営業時間)は、午前9:00～午後6:00となっております。サービスの提供時間帯とは異なります。

## (2) 同事業所の職員体制 ※ ( ) 内は男性再掲 (2021年4月1日現在)

	資格	常勤	非常勤	計
管理責任者		1名(1)	0名( )	1名(1)
サービス提供責任者	介護福祉士等	5名( )	0名( )	5名( )
	実務者研修修了者	2名( )	0名( )	2名( )
事務職員		0名( )	0名( )	0名( )
訪問介護職員	看護師	0名( )	0名( )	0名( )
	介護福祉士	0名( )	5名( )	5名( )
	介護職員基礎研修	0名( )	1名( )	0名( )
	実務者研修修了者	1名( )	1名( )	2名( )
	初任者研修修了者	0名( )	5名( )	5名( )
	ヘルパー1級修了者	0名( )	1名( )	1名( )
	ヘルパー2級修了者	0名( )	9名( )	9名( )
その他	0名( )	0名( )	0名( )	

## 9. 株式会社 やさしい手札幌北の概要

(2021年4月1日現在)

名称・法人種別	株式会社 やさしい手札幌北	
代表者役職・氏名	代表取締役 相田 浩志	
本社所在地 電話番号・ファックス番号	札幌市北区麻生町3-2-4 第5山重ビル1階 電話番号 011-738-6311 ファックス番号 011-738-6313	
事業所数	訪問介護事業所	1カ所
	居宅介護支援事業所	0カ所

## 【 サービス利用のために 】

事 項	有無	備 考
男性ヘルパーの有無	無	
従業員への研修の実施	有	定期的に従業員研修を実施しています
サービスマニュアル	有	
第三者評価の実施状況	無	

## 10. 緊急時の対応

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、親族、事業所等への連絡をいたします。サービス提供時以外で緊急を要する場合は、下記までご連絡ください。(午前9:00～午後6:00)

氏名： 野村 杏里                      連絡先(電話)： 011-738-6311

## 11. 事故発生時の対応

ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにご家族、主治医または関係医療機関、区市町村等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について事故報告書を作成し、その内容を社長に報告した後、社内に公表し再発防止に努めます。事故報告書は作成後5年間保管することとします。また、サービスの提供にともなって、やさしい手札幌北の責めに帰すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、適正な賠償義務の履行を誠実に行なうこととします。

## 12. 高齢者虐待防止について

ご利用者の人権の擁護・虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、ご利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

## 13. サービス内容に関する苦情

苦情があった場合は、ご利用者の状況を把握するために必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行ないます。把握した内容をもとに検討を行ない今後の対応を決定します。必要に応じて関係者への連絡調整を行ない、ご利用者に対して対応方法や結果の報告を行ないます。

## (1) 当社お客さま相談・苦情担当

氏名： 野村 杏里                      連絡先(電話)： 011-738-6311

## (2) その他

当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

区市町村名	担当	電話
札幌市北区役所	保険福祉課	011-757-2400
札幌市東区役所	保険福祉課	011-741-2400
北海道国保連		011-231-5161

1 4. 指定居宅サービスにおける個人情報の取り扱い基準の遵守について

[平成11.3.31.厚令三十七に基づく]

- (1) 個人情報の収集は、介護関係ならびに関連事業のサービス提供前に、利用目的の範囲を説明し、同意を頂いた上で収集いたします。
- (2) 個人情報の利用は、訪問介護サービス契約書第8条2項にて、同意を頂きました利用目的の達成に必要な範囲内において、適正に使用いたします。
- (3) 同意または依頼のない限り、個人情報を第三者に提供することはありません。同意・依頼の下で、個人情報の提供、預託を行なう場合においても、提供・預託先に適正に管理するよう、監督を行って参ります。

重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
---------------	-------

訪問型サービス利用にあたり、ご利用者に対して、訪問型サービス契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	札幌市北区麻生町 3-2-4 第5山重ビル1階
	法人名	株式会社 やさしい手札幌北
	代表者名	代表取締役 相田 浩志
	事業所名	やさしい手札幌北 麻生訪問介護事業所 印
	説明者氏名	印

私は、本書面により、やさしい手札幌北から訪問型サービスについての重要事項説明を受け、個人情報の取り扱いについても十分に理解し、同意の上交付を受けました。

ご利用者	住所	
	氏名	印

ご家族	ご利用者との関係・続柄	
	住所	
	氏名	印

※下記欄に署名捺印された方は、同欄の署名を持って、訪問型サービス契約第8条第2項に基づいて株式会社やさしい手札幌北がご利用者のご家族の個人情報を使用することに同意したものとします。

代理人	ご利用者との関係・続柄	
	住所	
	氏名	印

※下記欄に署名捺印された方は、同欄の署名を持って、訪問型サービス契約第8条第2項に基づいて株式会社やさしい手札幌北がご利用者の代理人の個人情報を使用することに同意したものとします。

## 【別紙利用料金表】 月あたりの定額払い

	単位数	基本料金 特定事業所加算 (Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ) ■あり □なし	利用者負担金		
			1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
訪問型独自サービスⅠ ※週に1回程度	1,176	12,006円	1,201円	2,402円	3,602円
訪問型独自サービスⅡ ※週に2回程度	2,349	23,983円	2,399円	4,796円	7,195円
訪問型独自サービスⅢ ※週に2回を超える程度	3,727	38,052円	3,806円	7,611円	11,416円
訪問型独自サービスⅣ ※週に1回程度【45分未満】 ※1月の中で4回まで	195	1,990円	199円	398円	597円
訪問型独自サービスⅣ/2 ※週に1回程度【45分-60分未満】 ※1月の中で4回まで	263	2,685円	269円	538円	807円
訪問型独自サービスⅣ/3 ※週に1回程度【60分以上】 ※1月の中で4回まで	268	2,736円	274円	548円	822円
訪問型独自サービスⅤ ※週に2回程度【45分未満】 ※1月の中で8回まで	195	1,990円	199円	398円	597円
訪問型独自サービスⅤ/2 ※週に2回程度【45分-60分未満】 ※1月の中で8回まで	263	2,685円	269円	538円	807円
訪問型独自サービスⅤ/3 ※週に2回程度【60分以上】 ※1月の中で7回まで	272	2,777円	278円	556円	834円

## 加算・減算 (適用される加算・減算に関して□に✓が入っています)

		単位数	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
<input type="checkbox"/>	初回加算 (注1)	200	205円	409円	613円
<input type="checkbox"/>	生活機能向上連携加算 (I) (注2)	100	103円	205円	307円
<input type="checkbox"/>	生活機能向上連携加算 (II) (注2)	200	205円	409円	613円
<input type="checkbox"/>	同一建物減算 (10%) (注3)	所定単位数 ×90%	基本料金から (基本料金×0.9 ※端数切り捨て) を引いた金額	基本料金から (基本料金×0.8 ※端数切り捨て) を引いた金額	基本料金から (基本料金×0.7 ※端数切り捨て) を引いた金額
<input type="checkbox"/>	同一建物減算 (15%) (注3)	所定単位数 ×85%			
<input type="checkbox"/>	介護職員処遇改善加算 (I) (注4)	所定単位数 ×13.7%			
<input type="checkbox"/>	特定処遇改善加算 (I) (注5)	所定単位数 ×6.3%			
<input type="checkbox"/>	特定処遇改善加算 (II) (注5)	所定単位数 ×4.2%			

※2021年9月末までは、所定単位数に0.1%を乗じた金額となります。

## 利用料金計算式

単位数×10.21 (地域加算 7級地) = 基本料金 (1円未満切捨)

基本料金 - (基本料金×0.9 [1円未満切捨]) = ご利用者負担額 (1割負担)

基本料金 - (基本料金×0.8 [1円未満切捨]) = ご利用者負担額 (2割負担)

基本料金 - (基本料金×0.7 [1円未満切捨]) = ご利用者負担額 (3割負担)

## (注1) 初回加算

新規に訪問型個別サービス計画を作成したご利用者に対して、初回に実施した訪問型サービスと同月内に、サービス提供責任者等が自ら訪問型サービスを行なう場合、又は他の訪問介護員等が訪問型サービスを行なう際に同行した場合に加算されます。過去2ヶ月にサービスの提供を受けていない場合も該当します。

## (注2) 生活機能向上連携加算

下記4点のうち(1)(2)を実施している場合には1か月あたり上記表の(I)の金額を、(3)(4)を実施している場合には(II)の金額を加算します。

(1) 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(原則として許可病床数200床未満のものに限る。)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言(アセスメント・カンファレンス)を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問型個別サービス計画を作成(変更)する。

(2) 当該理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行う。

(3) 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が利用者宅を訪問し身体状況等の評価（生活機能アセスメント）を共同して行う。

(4) サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問型個別サービス計画を作成する。

(注3) 同一建物減算

事業所と同一敷地内または隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム・軽費老人ホーム・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅に限る）に居住するご利用者、あるいは上記以外の建物（建物の定義は同義）に居住するご利用者が1ヵ月あたり20名以上の場合、所定単位数の10%、1ヵ月あたり50名以上の場合、所定単位数の15%の単位が減算されます。

(注4) 介護職員処遇改善加算

介護職員の処遇改善の取組として、所定総単位数の13.7%の単位が加算されます。

(注5) 特定処遇改善加算

介護職員の処遇改善の取組として、上記注4の処遇改善加算を取得し、厚生労働省の定める職場環境要件に関し複数の取組を行っていることや、介護サービス情報公表制度を活用し、処遇改善加算に基づく取組について公表していることなどを条件に加算されます。

なお、特定事業所（Ⅰ）または（Ⅱ）を取得している場合は6.3%の単位が加算され、それ以外の場合は4.2%の単位が加算されます。

※基本料金に対して、早朝（午前6：00～午前8：00）・夜間帯（午後6：00～午後10：00）は25%増しとなります。

※上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者の居宅サービス計画に定められた目安の時間を基準とします。

※介護保険適用の場合でも介護保険料の滞納などにより、保険給付金が直接やさしい手に支払われない場合があります。その場合は一旦介護保険適用外の場合の料金を頂きます。後日、区市町村の窓口へやさしい手札幌北の発行するサービス提供証明書を提出すると差額の払戻しを受けることができます。